

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討案件：4 オンライン結合による提供について

該当条項	・条 例（第10条） ・改正法（該当の規定なし）
条例規定の許容範囲	許容されない
検討結果	1. 適正な方法により個人情報の提供が行われていることの確認体制を維持するため、法第75条第5項に規定される「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成・公表し、また、情報公開・個人情報保護審議会への報告及び意見聴取を法改正後も継続して行う。 2. 法に基づく適切な安全管理措置を講じるため、本市の現行の安全管理措置に係る規定内容を検証し、必要に応じて改廃等の対応を行う。

1. 条例と改正法の内容の比較

52	法と条例の比較	<p>規定の概要：</p> <p>条例第10条においては、実施機関がオンライン結合による保有個人情報の提供をすることができる場合は、公益上の観点からオンライン結合により保有個人情報を提供する必要があり、及びオンライン結合という方法により保有個人情報を提供しても、個人の権利を侵害するおそれがない場合に限られることを規定している。</p> <p>また同条2項において、オンライン結合により実施機関の保有個人情報の提供を開始しようとするときには、実施機関は事前に審議会の意見を聴く義務があることを規定している。</p> <p>【オンライン結合とは】</p> <p>定義： 市長などの実施機関が管理する電子計算機と、国、県、他の市町村等の管理する電子計算機やその端末機等の機器とを通信回線を用いて結合し、相手方が実施機関の保有個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にする方法をいう。</p> <p>例1： 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムにより保有個人情報を提供する。</p> <p>例2： スポーツ大会などの成績優秀者を、市ホームページで公表する。</p> <p>【制限規定の趣旨】</p> <p>オンライン結合という提供の方法は、相手方の必要性により実施機関の保有個人情報に随時にアクセスすることを可能とし、実施機関としては、その保有個人情報を不可視の状態を提供することになるため、実施機関以外の者</p>
	条例	<p>規定の概要：</p> <p>条例第10条においては、実施機関がオンライン結合による保有個人情報の提供をすることができる場合は、公益上の観点からオンライン結合により保有個人情報を提供する必要があり、及びオンライン結合という方法により保有個人情報を提供しても、個人の権利を侵害するおそれがない場合に限られることを規定している。</p> <p>また同条2項において、オンライン結合により実施機関の保有個人情報の提供を開始しようとするときには、実施機関は事前に審議会の意見を聴く義務があることを規定している。</p> <p>【オンライン結合とは】</p> <p>定義： 市長などの実施機関が管理する電子計算機と、国、県、他の市町村等の管理する電子計算機やその端末機等の機器とを通信回線を用いて結合し、相手方が実施機関の保有個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にする方法をいう。</p> <p>例1： 住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムにより保有個人情報を提供する。</p> <p>例2： スポーツ大会などの成績優秀者を、市ホームページで公表する。</p> <p>【制限規定の趣旨】</p> <p>オンライン結合という提供の方法は、相手方の必要性により実施機関の保有個人情報に随時にアクセスすることを可能とし、実施機関としては、その保有個人情報を不可視の状態を提供することになるため、実施機関以外の者</p>

		<p>へのオンライン結合という方法による保有個人情報の提供について、制限することを定めている。</p> <p>【審議会への諮問の適用除外事項】</p> <p>条例第10条第2項ただし書においては、例外として、以下①～④のいずれかに該当する場合は、審議会への諮問は要さず、オンライン結合による提供を行えることを規定している。</p> <p>① 法令等の規定に基づき提供するとき。 ② 本人の同意に基づき提供するとき又は本人に提供するとき。 ③ 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。 ④ 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。</p> <p>(過去の審議会への諮問事例については、「4. 参考資料」参照)</p> <p>【オンライン結合による提供に係る保護措置について】</p> <p>オンライン結合により実施機関の保有個人情報の提供を開始しようとするとき及び既にオンライン結合により提供している内容を変更しようとするときは、「オンライン結合の基準」を基に個人情報の保護措置を検討するものとされている。(「オンライン結合の基準」原文については、「4. 参考資料」参照)</p>
	改正法	<p>規定の概要：規定なし。</p> <p>【オンライン結合による提供の制限を規定しない理由】</p> <p>今回の法改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としている。</p> <p>また、改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する以下の規定等を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていない。</p> <p>・ 保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずることとされていること（第66条関係）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと（第69条第2項） 保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること（第70条関係） <p>従来の個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されない。</p> <p>（上記は「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」3-1-5より要約。原文は「4. 参考資料」参照）</p> <p>【個人情報の安全管理のための措置について】</p> <p>国は、法第66条に基づき行政機関の長等が講ずべき安全管理措置について、具体的には「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に基づき実施することを示しており、当該指針の中で情報システムにおける安全の確保等について必要な措置を講ずることとしている。（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け））</p> <p>（「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」については、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」P139～151参照）</p>
比較結果	<p>○ 条例においては、オンライン結合による提供を行う際は、法令に基づく場合等の例外を除き、あらかじめ審議会の意見を聴くことが義務付けられ、また、必要な保護措置が講じられるよう「オンライン結合の基準」が示されている。</p> <p>○ 改正法では、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていないが、オンライン・オフラインを問わず安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けている。</p>

2. 対応の検討

検討の方向性	<p>法改正後、個人情報の提供についてはオンライン・オフラインを問わず、法に基づく必要な保護措置を図ることとされていることから、現行の条例のもと行われているオンライン結合による提供制限を改めて検証し、法改正後の法に基づく適切な措置が図られるよう、具体的な方策について検討する。</p>
検討事項	<p>検討事項1：個人情報の適正な方法による提供のための方策</p> <p>1. 条例に基づく現状の検証</p> <p>これまで条例においては、オンライン結合による提供の制限規定により、次の内容が担保され、適正な方法によりオンライン結合による個人情報の提供が行われてきたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 制限規定を設けることにより、オンライン結合による個人情報の提供を行う際には、その根拠及び妥当性について確認を行うことが徹底されること。 法令等の規定に基づかずオンライン結合による提供を行うことの妥当性について、附属機関の意見を聴くこと等により、第三者による点検が行われること。 <p>2. 改正法施行後の対応に向けた検討</p> <p>項番1より、法改正後も個人情報について適正な方法による個人情報の提供を行うため、次の内容が担保されている状態が望ましいものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務を所管する課において個人情報の提供先や方法を明確にしたうえ、その内容について適切な確認体制がとられること。 第三者からの意見聴取の機会を設けること。 <p>検討事項2：適切な安全管理措置の確保</p> <p>本市において行われる個人情報の提供等について、法に基づく適切な安全管理措置を講じるための方策を検討する。</p>
条例規定の必要性	不要
茅ヶ崎市における対応の方向性（検討事項の結論）	<p>「検討事項1：個人情報の適正な方法による提供のための方策」の結論</p> <p>法改正後は以下の方策を実施することにより、個人情報の適正な方法による提供について、適切な確認体制を確保することとする。</p> <p>＜方策＞</p> <p>①「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の</p>

保有の状況に関する事項を記載した帳簿（以下「帳簿」という。）を作成・公表する。

（帳簿の作成に係る検討については、個票番号5参照）

② 情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への報告及び意見聴取を法改正後も継続して行う。

（審議会への報告及び意見聴取に係る検討については、個票番号8参照）

上記2点の方策により確保される確認体制の詳細は次のとおり。

(1) 帳簿の作成に伴う内部確認の機会の確保

・担当課職員による確認

事務を所管する課かいの職員は、個人情報を提供する範囲及び内容等について改めて確認し、明確にしたうえで、帳簿を作成することとなる。

・個人情報保護主管課職員による確認

担当課職員が作成した帳簿は個人情報保護主管課へ提出され、その内容について個人情報保護主管課職員が改めて確認することとなる。

(2) 附属機関への報告による第三者点検の機会の確保

帳簿の内容について、審議会へ報告し、意見聴取を行うことにより、個人情報を提供する範囲及び内容等が適切であるかどうか等について、第三者が点検する機会を確保することができる。

なお、法解釈に係る事項については、適宜個人情報保護委員会に対して法166条に基づく技術的な助言を求めることとする。

(3) 帳簿の公表による本人関与の機会の確保

(1)、(2)の確認を経て、本市が取り扱う個人情報記録について、その存在及び概要、提供の範囲やその内容等が明記された帳簿が公表されることにより、個人情報の本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識し、また当該帳簿に基づく開示等により自己情報の確認を行うことができる。

「検討事項2：適切な安全管理措置の確保」の結論

法改正後、本市の保有する個人情報について、法に基づく適切な安全管理措置を講じたうえで取り扱うため、法改正に向けて本市の既存の安全管理措置に係る規定（「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」、「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」、「オンライン結合の基準」等）の内容について、国の示す「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針

（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）P139～151参照）等と照らし合わせて見直し、必要に応じて改廃等の対応を行うこととする。

3. 比較対象条文

<p>茅ヶ崎市個人情報保護条例</p>	<p>(オンライン結合による提供)</p> <p>第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。</p> <p>2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき又は提供した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の規定に基づき提供するとき。</p> <p>(2) 本人の同意に基づき提供するとき又は本人に提供するとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。</p> <p>(4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。</p>
---------------------	---

4. 関係資料

<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」（令和3年6月時点 暫定版） P209～210</p>	<p>(「オンライン結合」制限規定)</p> <p>○ 令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものである。</p> <p>○ オンラインで個人情報を提供するに当たっては、今後、委員会が策定するガイドライン等を参考に、保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること（法第66条）、漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと（法第69条第2項）、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること（法第70条）等が求められることとなる。</p> <p>○ 令和3年改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていない。</p> <p>○ 以上より、従来の個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンラ</p>
--	---

	<p>イン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした令和3年改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されない。</p>
<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」による「改正個人情報保護法の規律に関するQ&A」 P.10</p>	<p>3-1-4 個人情報の取得や目的外利用・提供、オンライン結合を検討する際に、客観性を確保する観点等から、その是非について審査会等に諮問することは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となることから、個別の事案について審議会等の意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられます。</p> <p>したがって、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されません。なお、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含め、審査会等が個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議を行うことは可能と考えられます。</p> <p>3-1-5 オンライン結合制限を条例で規定することは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>オンラインで個人情報を提供するに当たっては、今後、個人情報保護委員会が策定を予定しているガイドライン等を参考に、保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること〔第66条〕、漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと〔第69条第2項〕、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること〔第70条〕等が求められることとなります。</p> <p>加えて、令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものです。</p> <p>改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていません。</p> <p>従来の個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を</p>

	制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されません。
「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」による「改正個人情報保護法の規律に関するQ & A」 P. 15	8-1-2 法律で明示的に規定がない事項を条例で定めることは可能か。 【回答】 改正法は、個人情報保護と情報の流通の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを趣旨としています。そのため、独自の保護措置は、法律の範囲内で、必要最小限のものに限り、条例で定めることができることとなります。その観点から、地方公共団体が条例で定めることが想定される事項については、改正法に規定が設けられています。そのため、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与える事項について、改正法に特段の規定がないものを条例で定めることは想定していません。 ただし、単なる内部規律にすぎない事項（個人情報ファイル保有の際の長への報告等）など、個人情報保護や情報の流通に直接影響を与えない事項については、改正法に特段の規定がない場合でも条例で定めることを妨げるものではありません。
ちがさきの個人情報保護ハンドブック P78～P80 「オンライン結合の基準」	<p style="text-align: center;">ーオンライン結合の基準ー</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この基準は、実施機関がオンライン結合による保有個人情報の提供を行う場合に守るべき方針を掲げたものである。管理的措置に関する項目以下の項目については、基準を満たすために取り得る方策の例を掲げたので、特段の理由がない限り、これらの措置を講ずることとする。</p> </div> <p>1 オンライン結合とは、実施機関が設置する個人情報を処理するシステムにおいて、当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機又は端末機とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。</p> <p>2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を行う場合は、次の基準を満たさなければならない。ただし、一般の市民に対する情報提供を目的とするシステムにあつては、基準のうち、「1 必要性に関する基準」並びに「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準」の(2)障害の予防及び回復に関する項目のみが適用されるものとする。</p> <p>3 この基準は、オンライン結合という手段を用いることについての基準であり、保有個人情報の提供自体については条例の各規定に適合するものでなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 必要性に関する基準 実施機関又は相手方の事務の目的からみて、オンライン結合を必要とする特別な理由があると認められること。 (1) 次のいずれかに該当し、かつ、手作業処理又は磁気テープ等の搬送により保有個人情報を提供する方法では十分な成果が期待できない</p> </div>

	<p>こと。</p> <p>ア 実施機関又は相手方の事務の性質上、保有個人情報の提供の即時性又は保有個人情報の最新性を確保する必要があること。</p> <p>イ 実施機関のシステムが相手方の保有する個人情報の収集を兼ねるものであること。</p> <p>ウ 相手方との共有的な性質の個人情報の処理に伴うもので、データの相互利用的意味合いが強いこと。</p> <p>(2) オンライン結合を行うことによって住民サービスの向上、住民負担の軽減等オンライン結合を行う公益上の必要があること。</p> <p>2 相手方の対応措置に関する基準 相手方に個人情報保護のための制度が整備されているか、又は提供された個人情報を保護するために適切な措置が講じられていると認められること。</p> <p>(1) 全般的措置に関する項目 相手方が、電子計算機処理される個人情報に関して次の事項を定めた条例、規則、要綱等の規程を制定していること又は当該オンライン結合により提供される個人情報について次の事項を明記した覚書等を取り交わすこと。</p> <p>ア 目的外の利用及び提供の禁止</p> <p>イ 個人情報を取り扱う職員の責務</p> <p>ウ 不要となった個人情報の確実な廃棄</p> <p>エ その他個人情報保護のため必要な措置</p> <p>(2) 管理的措置に関する項目</p> <p>ア 端末機の管理について適切な措置が講じられていること。 (対応例) (ア) 端末機の管理責任者を定める (イ) 端末機の使用状況の確認及び記録</p> <p>イ ファイルへの不正なアクセスを防止するため適切な措置が講じられていること。 (対応例) (ア) ファイルへのアクセス資格を定める。 (イ) アクセス資格を確認するためのパスワード、ID カード等が不正に使用することがないように、管理者を指定する。 (ウ) 依頼、承認及び発行手続を明確にする。 (エ) 有資格者が資格を失ったときは、直ちに資格を抹消する。 (オ) パスワードを他人に知られ、又はIDカードを紛失する等の事故があったときは、直ちに無効とする手続を定めておく。 (カ) パスワードは適宜変更し、かつ、推測が困難なものとする。</p>
--	---

<p>(キ) 他人に教えないよう徹底する。</p> <p>(ク) 書き留めておかないよう徹底する。</p> <p>3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準</p> <p>オンライン結合を行うことにより個人情報の改ざん、滅失、毀損及び漏洩等の危険が生じないようにするために、実施機関において、ハードウェア上及びソフトウェア上適切な技術的措置が講じられていると認められること。</p> <p>(1) 不正アクセスの排除に関する項目</p> <p>ファイルへの不正なアクセスを排除するための適切な技術的措置が講じられていること。</p> <p>(対応例)</p> <p>ア 無資格者によるアクセスを制限するためパスワード、IDカード等が必要なシステムとする。</p> <p>イ パスワードが画面に表示されないようにする。</p> <p>ウ 公衆回線により接続している場合は端末機の確認機能を設ける。</p> <p>エ 相手方のアクセスをデータの必要箇所だけに制限する機能を設ける。</p> <p>オ 特に重要なデータを提供する場合には、専用回線の利用、送信データの暗号化等、より厳重なデータ保護機能を設ける。</p> <p>(2) 障害の予防及び回復に関する項目</p> <p>ア 障害時のファイルの安全性を確保するために適切な措置が講じられていること。</p> <p>(対応例)</p> <p>(イ) 機器の能力及び容量を超えないように負荷状態を監視し、又は制御する機能を設けること。</p> <p>(イ) 更新が終わるまで同一のファイルに対する他のアクセスを禁止する(排他制御)機能を設ける。</p> <p>イ 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられていること。</p> <p>(対応例)</p> <p>(イ) 障害を早期に発見できるように、システムの運転状況を監視する機能をつける。</p> <p>(イ) 定期的にデータのバックアップ及びジャーナル情報を作成するとともに、障害発生時にはこれらのデータをもとに速やかにシステムを回復させる機能を設ける。-</p>
--

過去に審議会へ諮問のあった事例	諮問案件	オンライン結合の内容	収集・利用・提供先
	「保険福祉情報システム導入に係るオンライン結合による個人情報の提供」について	市内の60歳以上の要援護高齢者に各種の保健・福祉サービス事業を提供するために必要な個人情報	神奈川県 在宅介護支援センター サービス提供機関
	「住民基本台帳ネットワークシステムを全国規模で構築するに当たりオンライン結合」について	転出証明書情報 本人確認事項 住民票の写しの広域交付 転入通知情報	都道府県知事 都道府県知事より委任された指定情報処理機関 市町村長
	「上下水道料金一括納付制度を実施するに当たり、神奈川県企業庁水道局所有の個人情報と茅ヶ崎市下水道総務課所有の個人情報のオンライン結合」について	上下水道使用者の、水栓番号、使用者名、下水道設置場所、納入通知書送付先氏名、住所、電話番号、居住状況、下水道使用開始・休止年月日、下水道使用量、減免対象者名、減免理由、減免提供開始・解除(予定)年月日	神奈川県企業庁水道局
	「行政機関等に係る申請、届出その他の手続等を実施するに当たり、県市町村電子自治体協働運営協議会で保有する中央サーバと本市用サーバとのオンライン結合」について	申請・届出を行った者の氏名、住所、連絡先(電話番号、メールアドレス)、申請・届出記載内容 処理状況	県市町村電子自治体協働運営協議会 申請・届出者
	「電子入札システムで蓄積された契約実績データに含まれている個人情報のオンライン結合」について	技術者氏名、生年月日、資格、技術者証番号、従事期間等	共同運営に参加する市町村及び一部事務組合
	「指定管理者とのオンライン結合」について	抽選申込み及び予約を行った施設利用者(団体の長)の氏名、住所、連絡先	指定管理者

「指定管理者とのオンライン結合」について	図書館利用者登録申込者の氏名、住所、電話番号、生年月日(茅ヶ崎市に通勤・通学する市外の方は、勤務先、学校名)	各地域集会施設指定管理者
農地台帳の調製、保管及び公開に関すること (農地台帳データを、LGWAN回線のクラウドサービス上に構築される農地情報公開システムに格納させるため、オンライン結合を実施する。)	農地台帳に登載された個人情報オンライン結合される。 右の提供先に応じて、公開情報と非公開情報の差分を設ける。 ①から④は、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、続柄、家族状況、農地情報全般の閲覧が可能。 ⑤及び⑥は、氏名、農地情報(地番、面積、地域区分、賃借権等権利設定内容、中間管理権、遊休農地関係)のみ閲覧が可能。	①農業水産課 ②都道府県庁 ③農地中間管理機構 ④ネットワーク機構 ⑤インターネット閲覧者、 ⑥窓口閲覧者
住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、住宅宿泊事業者が届出をした宿泊施設の届出番号及び施設住所を市ホームページにて公表する。	住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、住宅宿泊事業者が届出をした宿泊施設の届出番号及び施設住所を市ホームページにて公表する。 届出番号及び施設住所を公表することにより、宿泊者が、住宅宿泊事業法に基づく届出がされた宿泊施設であることを確認し、安心して当該施設を利用できる。	市ホームページ閲覧者
※上表は平成8年度から平成30年度の茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会において、オンライン結合による提供について諮問した事案をまとめたものです。なお、令和元年度以降、同審議会においてオンライン結合による提供に係る諮問は行われていません。		

個人情報保護制度改正 検討用個票

検討案件：5 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の作成について

該当条項	・条 例（第7条） ・改正法（第75条）
条例規定の許容範囲	許容される
検討結果	「法第75条第5項の規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成し、運用する。

1. 条例と改正法の内容の比較

法と条例の比較	条例	<p>規定の概要：</p> <p>条例第7条では、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に関することについて規定している。</p> <p>同条第1項では、個人を検索し得る形で個人情報を記録した行政文書を使用する事務について、一定の事項を登録簿に掲載し、備え付けなければならないことを規定している。</p> <p>同条第2項から第4項では、個人情報取扱事務について、登録簿を登録又は変更するとき、個人情報取扱事務を廃止し、登録簿を抹消するときは、個人情報保護審議会に報告をしなければならないことを規定している。</p> <p>同条第5項では、登録簿を一般の縦覧に供さなければならないことを規定している。</p> <p>【登録簿について】</p> <p>1. 趣旨</p> <p>市民等が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるように、実施機関が、一定の事項を登録簿に掲載し、その登録簿を備え付けなければならないこととしている。（茅ヶ崎市個人情報保護ハンドブック「条例第7条趣旨及び解釈」より）</p> <p>2. 作成・公表の対象</p> <p>個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務を対象としている。（条例第7条第1項）</p> <p>なお、茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則第3条及び茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録に関する事務処理要領4及び5に規定する行政文書については、個人情報記録から除くこととしている。</p>
	改正法	<p>規定の概要：</p> <p>法第75条では、個人情報ファイル簿の作成・公表について規定されてい</p>

	<p>る。</p> <p>法第75条第1項では、個人情報ファイルを保有する行政機関の長等は、その保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならないことを規定している。</p> <p>法第75条第5項では、ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表について規定している。</p> <p>※【個人情報ファイルについて】・・・「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は、②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。（法第60条第2項）</p> <p>【ファイル簿について】</p> <p>1. 趣旨</p> <p>行政機関の長等は、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）より）</p> <p>2. 作成・公表の対象</p> <p>行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、作成・公表しなければならないこととしている。（法第75条第1項）</p> <p>なお、法第75条第2項及び政令第19条第3項に規定する個人情報ファイルについては、適用除外とされている。</p> <p>3. 登録簿について</p> <p>地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、条例で定めるところにより、ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等。いわゆる事務登録簿等。）を作成し、公表することも可能とされている（法第75条第5項）。（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」より）</p>
比較結果	<p>○条例では、個人情報を取り扱う事務ごとに作成された、登録簿を備え付けなければならないことを規定している。</p> <p>○改正法では、個人情報ファイルごとに作成された、ファイル簿を作成・公</p>

	<p>表しなければならないことを規定している。</p> <p>なお、法第75条第5項において、ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を条例で定めることにより作成・公表することが可能とされている。</p>
--	--

2. 対応の検討

検討の方向性	<p>登録簿とファイル簿の作成単位や対象等が異なることから、「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」として、登録簿の継続の必要性を検討する。</p>								
検討事項	<p>検討事項1：登録簿の継続の必要性について</p> <p>1. 登録簿と個人情報ファイル簿の比較</p> <p>登録簿とファイル簿について、比較を行った。</p> <p>(個票5別紙①「個人情報ファイル簿、登録簿比較表」)</p> <p>【比較結果概要】</p> <p>○作成・公表の趣旨</p> <p>登録簿とファイル簿共に、行政機関の保有する自己を本人とする個人情報について、所在や内容、利用の実態を把握することができるようにする、という趣旨であり概ね同様である。</p> <p>○作成・公表の対象</p> <p>作成・公表の適用除外を比較したところ、登録簿で適用除外としておらず、ファイル簿で新たに適用除外とされるものは、国や県の保有を想定したもの等である。(個票5別紙①「個人情報ファイル簿、登録簿比較表」裏面)</p> <p>大きな相違点としては、ファイル簿が「本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル」について適用除外としている点である。</p> <p>2. 個人情報ファイルの状況</p> <p>本市が現在保有している個人情報ファイルの数及び記録されている本人の数は、次のとおりである。</p> <p>個人情報ファイルの総数に対する本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルの割合は約7割であった。</p> <p>【令和3年11月10日～12月10日照会結果】</p> <table border="1"> <tr> <td>登録簿に登録されている個人情報ファイルの総数</td> <td>2,026件</td> </tr> <tr> <td>うち、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイル</td> <td>518件</td> </tr> <tr> <td>うち、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル</td> <td>1,391件</td> </tr> <tr> <td>うち、人数未記入等</td> <td>117件</td> </tr> </table>	登録簿に登録されている個人情報ファイルの総数	2,026件	うち、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイル	518件	うち、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル	1,391件	うち、人数未記入等	117件
登録簿に登録されている個人情報ファイルの総数	2,026件								
うち、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイル	518件								
うち、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル	1,391件								
うち、人数未記入等	117件								

	<p>3. 登録簿の機能について</p> <p>登録簿は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務が作成・公表対象であり、事務担当課が作成し、審議会への報告を経て、市民へ公表される。</p> <p>登録簿の機能としては、次のとおりである。</p> <p>①帳簿の作成に伴う内部確認の機会の確保</p> <p>②附属機関への報告による第三者点検の機会の確保</p> <p>③帳簿の公表による本人関与の機会の確保</p> <p>また、検討個票番号2(要配慮個人情報の取扱い制限)、個票番号3(収集の制限)及び個票番号4(オンライン結合による提供)においても、個人情報の適正な取扱いのための方策の1つとして、登録簿の継続が挙げられている。</p> <p>4. 県内市町村の検討状況</p> <p>県市町村情報公開・個人情報保護研究会(令和4年1月25日)による県内市町村の検討状況は次のとおり。</p> <p>【個人情報取扱事務登録簿等の作成について(県を含む県内市町村34自治体中)】</p> <table border="1"> <tr> <td>登録簿等の帳簿を引き続き条例規定する</td> <td>11自治体</td> </tr> <tr> <td>登録簿等の帳簿は条例規定しない</td> <td>15自治体</td> </tr> <tr> <td>検討中</td> <td>8自治体</td> </tr> </table>	登録簿等の帳簿を引き続き条例規定する	11自治体	登録簿等の帳簿は条例規定しない	15自治体	検討中	8自治体
登録簿等の帳簿を引き続き条例規定する	11自治体						
登録簿等の帳簿は条例規定しない	15自治体						
検討中	8自治体						
条例規定の必要性	必要						
茅ヶ崎市における対応の方向性(検討事項の結論)	<p>「検討事項1：登録簿の継続の必要性について」の結論</p> <p>本市が現状保有している、個人情報ファイルの総数に対する「本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル」の割合は約7割である。</p> <p>行政機関の保有する自己を本人とする個人情報について、所在や内容、利用の実態を把握することができるようにするためには、「本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル」についても帳簿の作成が必要と考える。</p> <p>登録簿の機能である、①帳簿の作成に伴う内部確認の機会の確保、②附属機関への報告による第三者点検の機会の確保、③帳簿の公表による本人関与の機会の確保を継続することは、他の個票の検討の中でも求められており、本市における個人情報の適正な取扱いのため、必要なツールであると考え。</p> <p>ファイル簿と登録簿の両方を作成することで、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という法の趣旨に対し、より適した運用が可能になると考</p>						

	<p>える。</p> <p>したがって、現行の登録簿の機能を継続して有する新たな帳簿として「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」を作成・公表することとする。作成にあたっては、現行の条例に定める登録簿と、法において新しく作成が規定されるファイル簿を照らし合わせ、記載内容等を精査する。</p> <p>また、作成した「法第75条第5項に規定される個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」については、情報公開・個人情報保護審議会へ報告し、意見聴取の機会を設けることにより、第三者点検の機会を確保する。</p> <p>(審議会への報告及び意見聴取に係る検討については、個票番号8参照)</p>
--	--

3. 比較対象条文

個人情報保護に関する法律	<p>(定義)</p> <p>第六十条</p> <p>2 この章及び第八章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)</p> <p>第七十四条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>一 個人情報ファイルの名称</p> <p>二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</p> <p>三 個人情報ファイルの利用目的</p> <p>四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この節において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この節において「記録範囲」という。)</p> <p>五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この節において「記録情報」という。)の収集方法</p> <p>六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨</p> <p>九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地</p> <p>十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨</p> <p>十一 その他政令で定める事項</p>
--------------	---

	<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</p> <p>二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p> <p>三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル</p> <p>五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p> <p>七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p> <p>八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p> <p>九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル</p> <p>十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル</p> <p>十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル ～略～</p> <p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第七十五条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル</p> <p>二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報</p>
--	---

	<p>報ファイル</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p> <p>4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第一項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>
<p>個人情報の保護に関する法律施行令</p>	<p>第19条 ～略～</p> <p>2 法第74条第2項第9号の政令で定める数は、千人とする。</p> <p>3 法第74条第2項第10号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ 次に掲げる者又はこれらの者であった者</p> <p>① 当該機関以外の行政機関等の職員</p> <p>② 行政機関の職員以外の国家公務員であって行政機関又は行政機関の長の任命に係る者</p> <p>③ 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの</p> <p>④ 行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であって当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの</p> <p>ロ 法第74条第2項第3号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族</p> <p>(2) 法第74条第2項第3号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの</p> <p>第20条</p>

	<p>1 行政機関の長等は、個人情報ファイル（法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。</p> <p>2 個人情報ファイル簿は、行政機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。</p> <p>3 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。</p> <p>4 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。</p> <p>5 行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。</p> <p>6 法第75条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別</p> <p>(2) 法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルについて、次項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨</p> <p>7 法第75条第2項第3号の政令で定める個人情報ファイルは、法第60条第2項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。</p>
<p>茅ヶ崎市個人情報保護条例</p>	<p>（個人情報取扱事務の登録）</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。）に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報が記録された行政文書並びに一般に入手し</p>

	<p>得る刊行物等を除く。第4号において「個人情報記録」という。）を使用する事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した登録簿を備えなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により登録したときは、遅滞なく、登録した事項を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該事項について意見を述べるができる。</p> <p>4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審議会に報告しなければならない。</p> <p>5 実施機関は、登録簿を一般の縦覧に供さなければならない。</p>
<p>茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則</p>	<p>（個人情報記録から除かれる行政文書）</p> <p>～略～</p> <p>第3条 条例第7条第1項に規定する行政文書で実施機関が定めるものは、次に掲げる行政文書とする。</p> <p>(1) 条例第7条第1項に規定する公務員等（以下「公務員等」という。）の職務の遂行に関して設置され、公務員等で構成される会議の構成員の職、氏名等が記録された行政文書</p> <p>(2) 公務員等の職務に係る研修に関して作成された行政文書で当該研修を受ける公務員等職、氏名等が記録されたもの</p> <p>(3) 市の職員の身分証明書、立入検査証、徴税吏員証等特定の職務に従事する職員であることを証する書類の交付に関する行政文書</p> <p>(4) 庁内の会議室等の利用申込みに関する行政文書等市長の組織内部又は市の機関若しくは国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人相互の申込手続等に使用される行政文書</p> <p>(5) 時間外勤務の命令、公務旅行の命令等に関する行政文書等条例、規則等の規定に基づき作成され、専ら市の職員の職務の遂行に関する個人情報が記録された行政文書</p> <p>(6) 市の職員の人事及び給与に関するものが記録された行政文書</p> <p>(7) 健康相談に関する行政文書等市の職員の衛生管理に関するものが記録された行政文書</p> <p>(8) 前各号に掲げる行政文書に類する行政文書</p> <p>～略～</p>
<p>茅ヶ崎市個人情報取</p>	<p>（趣旨）</p>

<p>扱事務登録に関する事務処理要領</p>	<p>1 この要領は、茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号。以下「条例」という。）第7条に規定する個人情報取扱事務の登録に関して、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>2 この要領の用語の定義は、条例及び茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則（平成8年茅ヶ崎市規則第7号。以下「規則」という。）の例による。</p> <p>（登録を要する事務）</p> <p>3 登録を要する事務は、個人情報が検索できる形で記録された次のような行政文書（電子ファイルを含み、以下「個人情報記録」という。）を使用するものである。</p> <p>（1）個人情報が記録されている名簿、台帳、一覧表、リストその他これらに類する行政文書（必ずしも個人の氏名、識別番号等を中心として作成されたものに限らず、文書のいずれかの場所に定型的に個人情報が記録されているもので、当該個人情報により検索が可能なものを含む。）</p> <p>（2）カルテ、相談カード等個人の識別項目等によって検索できるように一定の書式に個人情報が記録されている行政文書</p> <p>（3）個人情報が記録されている申請書、届出書その他これに類する行政文書（当該申請書、届出書等の添付書類の中に記載されている申請者以外の個人情報については、検索可能なものに該当しない。）</p> <p>（4）個人を検索することを前提に、何らかの工夫を加えて事実上検索可能となっている行政文書（個人別のインデックス等により、検索可能となっているもの）</p> <p>（5）電子計算機処理に係る個人情報が記録されている汎用機用磁気媒体等（いわゆるパーソナルコンピュータに係るファイルを含む。）</p> <p>（登録を要しない事務等）</p> <p>4 次のような情報が記録された行政文書を使用する事務については、登録を要しない。</p> <p>（1）公務員等に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するもの（規則第4条に定めるもの）</p> <p>（2）個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報</p> <p>（3）法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報</p> <p>（4）一般に入手し得る刊行物等（販売を目的としない図書等（不特定多数の者が取得可能なもの）に記載されている名簿、一覧表、リスト等）</p> <p>（5）故人（死者）に関する情報（遺族、相続人等の個人情報であると認められる場合を除く。）</p> <p>5 次のような行政文書については、個人情報記録として記載することを要し</p>	<p>ない。</p> <p>（1）電子計算機処理の用に供するため試験的に作成された電磁的記録</p> <p>（2）資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のためのみに利用している、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の情報（登録事務の単位）</p> <p>6 個人情報取扱事務の単位については、個人情報記録を作成し、又は取得したときの個人情報の取扱目的を基として、原則として総合計画の実施計画に掲げられている事務又は事業を単位とする。</p> <p>（登録の依頼）</p> <p>7 個人情報取扱事務の担当課かいの長（以下「事務の担当課かいの長」という。）は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿の記入要領（別紙）により当該事務に係る個人情報取扱事務登録簿（様式1。以下「登録簿」という。）を作成し、個人情報取扱事務登録届（様式2）に当該登録簿その他必要に応じて、当該事務の概要を記載した資料、様式類等を添付して、行政総務課長に登録の依頼をする。</p> <p>（登録事項の変更の依頼）</p> <p>8 事務の担当課かいの長は、既に登録されている事項を変更しようとするときは、新たに変更後の登録簿を作成し、個人情報取扱事務登録事項変更届（様式3）に当該登録簿その他必要に応じて、当該事務の概要を記載した資料、様式類等を添付して、行政総務課長に変更の依頼をする。</p> <p>この場合において、組織改正又は事務移管等に伴う変更は、当該組織改正又は事務移管等の新旧対照表の送付をもって、変更の依頼とすることができる。</p> <p>（登録の抹消の依頼）</p> <p>9 事務の担当課かいの長は、個人情報取扱事務を廃止し、当該事務に係る保有個人情報を廃棄し、又は保存期間（茅ヶ崎市行政文書管理規則（平成13年茅ヶ崎市規則第32号）第9条第2項の規定に基づく保存期間をいう。以下同じ。）満了により歴史的又は文化的な資料に係る事務を分掌する機関に引き渡したことにより、当該事務に係る保有個人情報を保有しなくなったときは、遅滞なく、個人情報取扱事務廃止届（様式4）を提出し、行政総務課長に登録の抹消の依頼をする。</p> <p>（行政総務課の事務処理）</p> <p>10 行政総務課長は、事務の担当課かいの長から登録、登録事項の変更又は登録の抹消の依頼があったときは、以下に掲げる事務を処理する。</p> <p>（1）個人情報取扱事務の登録又は変更の依頼があった場合は、当該依頼事項を茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告する。ただし、組織改正又は事務移管等に伴う個人情報取扱事務の変更である場合は、この限りでない。</p>
-------------------------------	--	--

	<p>(2) 当該依頼事項が登録の抹消の依頼である場合は、当該個人情報取扱事務に係る登録を廃止する。</p> <p>(3) (1)の審議会への報告のために、当該個人情報取扱事務の担当課かいの長に審議会への出席を依頼する。</p> <p>(4) (2)の処理をしたときは、その旨を遅滞なく審議会に報告するものとする。</p> <p>(登録簿の保管)</p> <p>1 1 行政総務課長は、登録簿を電磁的記録にしたものを庁内イントラネットに掲載し、これを管理するものとする。</p> <p>(登録簿の縦覧)</p> <p>1 2 行政総務課長は、登録簿を市政情報コーナーに配架することにより、一般の縦覧に供するとともに、配架されている索引簿を管理するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成31年1月1日から施行する。</p>
--	--

4. 参考資料

<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編) P. 39～P. 41</p>	<p>6-2 個人情報ファイル簿の作成及び公表</p> <p>個人情報ファイル簿の作成及び公表は、行政機関の長等及び法第 58 条第 1 項各号に掲げる法人に対して等しく義務付けられているが、 (中略)</p> <p>なお、地方公共団体の機関、地方独立行政法人（法第 58 条第 1 項第 2 号に掲げる法人を含む。）においては、当該地方公共団体又は当該法人を設立する地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である。このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関、地方独立行政法人（同号に掲げる法人を含む。）においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない（法第 75 条第 5 項）。</p>
<p>個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け) P. 161、P. 176</p>	<p>5-1-2 事前通知の適用除外（法第 74 条第 2 項） (中略)</p> <p>(9) 「本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル」 「政令で定める数」は、令第 20 条第 2 項において、1,000 人とされている。</p> <p>5-2-2 地方公共団体等への適用（法第 75 条第 4 項及び第 5 項） (中略)</p> <p>(2) 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表</p>

	<p>地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等。いわゆる事務登録簿等。）を作成し、公表することも可能とされている（法第 75 条第 5 項）。</p> <p>このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない（法第 75 条第 5 項）（ガイドライン 6-2（個人情報ファイル簿の作成及び公表）を参照のこと。）。</p>
<p>個人情報の保護に関する法律についての Q & A（行政機関等編） P. 9</p>	<p>Q 4-2-1</p> <p>本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成することは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>本人の数が 1,000 人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが（法第 74 条第 2 項第 9 号、第 75 条第 2 項第 1 号及び政令第 20 条第 2 項）、本人の数や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて 個人情報ファイル簿を作成・公表することで 特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは 妨げられません。</p> <p>ただし、本人の数が 1,000 人未満 の個人情報ファイルは、行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象外です。</p>
<p>「改正個人情報保護法の個別条文に関する解説」（令和 3 年 6 月時点暫定版）による「改正個人情報保護法の規律に関する Q & A.」 P. 11、P. 12</p>	<p>Q 4-1-2</p> <p>第 75 条第 4 項で規定する「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」とは具体的に何を想定しているのか。登録簿等を引き続き作成することは可能なのか。また、個人情報ファイル簿に代えて登録簿を作成することとすることは可能か。</p> <p>【回答】</p> <p>第 75 条第 4 項で規定する「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」とは、現行条例において地方公共団体が作成している「登録簿」等を想定しており、当該登録簿を引続き作成することは可能です。ただし、この場合でも、改正法で規定される個人情報ファイル簿は作成・公表する必要があります。</p>

個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務登録簿比較表

個票5 別紙①

個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿に記載を要しないもの

【凡例】法：改正法 令：改正法施行令 条例：茅ヶ崎市個人情報保護条例 規則：茅ヶ崎市個人情報保護条例施行規則
要領：茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録に関する事務処理要領

	個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務登録簿	比較結果
作成単位	<p>個人情報ファイル毎で作成</p> <p>「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、</p> <p>①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）又は</p> <p>②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）をいう。</p> <p>（②の例：人名が容易に検索することができるように五十音順に配列されているもの（診療録、学籍簿等）。）</p> <p>【出典：個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）より】</p>	<p>事務又は事業毎で作成</p> <p>●原則として総合計画の実施計画に掲げられている事務又は事業を単位として作成することとしている（茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録に関する事務処理要領 6（事務登録簿単位）より）</p> <p>●登録を要する事務は、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用するものである。（茅ヶ崎市個人情報取扱事務登録に関する事務処理要領 3（登録を要する事務）より）</p> <p>※「個人を検索し得る形」とは業務として十分に対応が可能な時間、経費の範囲内で特定の個人情報を検索できるか否かにより判断します。例えば、申請書を並び替える音讀又はID順等に纏られたものについては、「個人情報記録」に該当します。</p> <p>【出典：茅ヶ崎市個人情報ハンドブックより】</p>	<p>作成単位は異なる</p> <p>個人情報ファイル簿は個人情報ファイル（例：個人情報記録された申請書等）毎で、個人情報取扱事務登録簿は事務又は事業毎で作成することとしている。</p>
	<p>個人情報の適正な管理及び本人が自己に関する個人情報の利用実態についての的確に認識することができるようにする。</p> <p>行政機関の長等は、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするために、一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならぬ（法第75条第1項）。</p> <p>【出典：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）より】</p>	<p>個人情報の適正な管理及び本人が自己に関する個人情報の利用実態についての的確に認識することができるようにする。</p> <p>●市民等が自己に関する情報の所在や内容を正確し、積極的に自分の情報に関与することができるように、実施機関が、一定の事項を登録簿に掲載し、その登録簿を備え付けなければならないことを定めたものである。（条例第7条第1項の趣旨及び解説より）</p> <p>●登録簿は、市政情報コーナーの書架に置き、市民が自由に見ることができるようにするものである。</p> <p>条例第34条（個人情報の利用停止請求権）では、何人も実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について、同条に定める条例違反があると認めるときは、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることとなっている。したがって、<u>実施機関においては、個人情報取扱事務の概要が当該登録簿において適切に内容となっているか、また、実際の個人情報の取扱いが当該登録簿の内容に沿って行われているか常に確認する必要がある。</u>（条例第7条第5項の趣旨及び解説より）</p> <p>【出典：茅ヶ崎市個人情報ハンドブックより】</p>	<p>概ね同様</p> <p>使用する文言に差異はあるものの、概ね同様である。</p>
作成・公表の趣旨	<p>行政機関等が保有している個人情報ファイル（裏面「個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿に記載を要しない者」に掲げるものを除く）</p>	<p>個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務（裏面「個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿に記載を要しない者」に掲げるものを除く）</p>	<p>作成・公表の対象は異なる。</p> <p>「本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル」について、個人情報ファイル簿の作成・公表の適用除外としている。</p>
	<p>行政機関等が保有している個人情報ファイル（裏面「個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿に記載を要しない者」に掲げるものを除く）</p>	<p>個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書を使用する事務（裏面「個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿に記載を要しない者」に掲げるものを除く）</p>	<p>作成・公表の対象は異なる。</p> <p>「本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイル」について、個人情報ファイル簿の作成・公表の適用除外としている。</p>
記載事項	<p>別紙③「個人情報ファイル簿（イメージ）」参照</p>	<p>別紙④「個人情報取扱事務登録簿」参照</p>	<p>個人情報の取扱目的、収集方法、項目や要配慮個人情報の有無の記載等、概ね共通するが、その他の点において次のとおり違いがある。</p> <p>(1)「事務の名称及び概要（実施計画事業名等）」や「オンライン結合による外部の提供」は、個人情報ファイル簿に記載なし。</p> <p>(2)「開示請求等を受理する組織」、「訂正及び利用停止に関する法令や特別の手続きに関する事項」、「匿名加工情報に関する事項」等については、個人情報取扱事務登録簿に記載なし。</p> <p>（詳細は、別紙②「記載事項比較表」参照）</p>
	<p>別紙③「個人情報ファイル簿（イメージ）」参照</p>	<p>別紙④「個人情報取扱事務登録簿」参照</p>	<p>個人情報の取扱目的、収集方法、項目や要配慮個人情報の有無の記載等、概ね共通するが、その他の点において次のとおり違いがある。</p> <p>(1)「事務の名称及び概要（実施計画事業名等）」や「オンライン結合による外部の提供」は、個人情報ファイル簿に記載なし。</p> <p>(2)「開示請求等を受理する組織」、「訂正及び利用停止に関する法令や特別の手続きに関する事項」、「匿名加工情報に関する事項」等については、個人情報取扱事務登録簿に記載なし。</p> <p>（詳細は、別紙②「記載事項比較表」参照）</p>

個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務登録簿
<p>条例第7条</p>	<p>個人が當り事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報が記録された行政文書</p>
<p>法第75条第2項第1号</p>	<p>公務員等に関する個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録された行政文書で実施機関が定めるもの</p> <p>●規則第3条 条例第7条第1項に規定する行政文書で実施機関が定めるものは、次に掲げる行政文書とする。</p> <p>(1) 条例第7条第1項に規定する公務員等（以下「公務員等」という。）の職務の遂行に関して設置され、公務員等で構成される会議の構成人の職、氏名等が記録された行政文書</p> <p>(2) 公務員等の職務に係る研修に関して作成された行政文書で当該研修を受ける公務員等の職、氏名等が記録されたもの</p> <p>(3) 市の職員の身分証明書、立入検査証、徴税吏員証等特定の職務に従事する職員であることを証する書類の交付に関する行政文書</p> <p>(4) 庁内の会議室等の利用申込みに関する行政文書等市長の組織内部又は市の機関若しくは国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人相互の申込手続等に使用される行政文書</p> <p>(5) 時間外勤務の命令、公務旅行の命令等に関する行政文書等条例、規則等の規定に基づき作成され、専ら市の職員の職務の遂行に関する個人情報が記録された行政文書</p> <p>(6) 市の職員の人事及び給与に関するものが記録された行政文書</p> <p>(7) 健康相談に関する行政文書等市の職員の衛生管理に関するものが記録された行政文書</p> <p>(8) 前各号に掲げる行政文書に類する行政文書</p>
<p>条例第7条</p>	<p>一般に入手し得る行利物等</p>
<p>要領4 (5)</p>	<p>故人（死者）に関する情報（遺族、相続人等の個人情報であると認められる場合を除く。）</p>
<p>法第75条第2項第1号</p>	<p>要領5 (1) 電子計算機処理の用に供するため試験的に作成された電磁的記録</p>
<p>法第75条第2項第1号</p>	<p>要領5 (2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</p>
<p>法第75条第2項第1号</p>	<p>国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル</p>
<p>法第75条第2項第1号</p>	<p>犯罪の捜査、拒税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は訴訟の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル</p>
<p>法第75条第2項第1号</p>	<p>前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの</p>
<p>法第75条第2項第1号</p>	<p>一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル</p>
<p>法第75条第2項第1号</p>	<p>職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</p>
<p>法第75条第2項第1号</p>	<p>本人の数が政令で定める数（1,000人）に満たない個人情報ファイル</p>
<p>法第75条第2項第2号</p>	<p>既に個人情報ファイル簿を作成して公表している個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成したもの</p>
<p>法第75条第2項第3号</p>	<p>既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルとして保有している場合</p>
<p>法第75条第3項</p>	<p>記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるもの</p>

【出典：個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）及び茅ヶ崎市個人情報ハンドブックより】

個人情報ファイル簿	個人情報取扱事務登録簿
個人情報ファイルの名称	使用する個人情報記録 ※「電子計算機の処理」が有の場合、「電子計算機処理のシステムの名称」も相当する。
行政機関（実施機関）の名称	
	登録番号
	登録年月日
	事務の名称
	事務の概要（実施計画事業名及び根拠法令等）
	開始（変更）年月日
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	事務担当課かい
個人情報ファイルの利用目的	個人情報を取り扱う目的
記録項目	個人情報の項目名
記録範囲	個人情報記録から検索し得る個人の類型
記録情報の収集方法	個人情報の収集先及び収集の方法
	保有個人情報を利用する範囲
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報の取扱い
記録情報の経常的提供先	保有個人情報を提供する範囲及び提供する項目名
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法律またはこれに基づく命令の規定による特別の手続き等	
個人情報ファイルの種別	電子計算機処理の有無
	オンライン結合による外部提供
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 改正法において新たに、「行政機関等匿名加工情報」について記載することとなる。本市においては、義務規定でないことから、個票7にて検討を行う。 </div>
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	備考

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	委員候補者一覧	
行政機関（実施機関）の名称	茅ヶ崎市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部行政総務課	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;"> (注) 本人に関する情報が1,000人以上を想定した形で記載している。 </div>
個人情報ファイルの利用目的	委員の委嘱を行うため	
記録項目	1.氏名、2.住所、3.電話番号、4.生年月日、5.年齢、6.性別、7.職業・職歴、8.学業・学歴、9.地位、10.資格、11.団体加入	
記録範囲	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会の委員候補者の個人情報	
記録情報の収集方法	委員候補者の各団体の推薦書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 茅ヶ崎市総務部行政総務課 (所在地) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律またはこれに基づく命令の規定による特別の手続き等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 個票番号7の検討状況により記載する。 </div>	

(様式1)

個票5 別紙④

個人情報取扱事務登録簿

事務担当課 かい		行政総務課		:ファイル簿記載項目	
登録番号	0001-01	登録年月日	平成8年10月1日		
事務の名称		個人情報保護に関すること			
事務の概要	実施計画事業名	個人情報保護事務			
	根拠法令等	茅ヶ崎市個人情報保護条例 茅ヶ崎市附属機関設置条例 茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会規則			
開始(変更)年月日	開始 平成8年10月1日 変更 平成14年4月1日				
個人情報記録から検索し得る個人の類型		茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会の委員候補者の個人情報			
個人情報を取り扱う目的		委員の委嘱を行うため			
個人情報の項目名	基本的事項	家族の状況	経歴・資格等	財産経済状況	その他の項目
	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input checked="" type="checkbox"/> 団体加入
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	<input type="checkbox"/> 趣味・嗜好
	<input type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input checked="" type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望
	<input type="checkbox"/> 本籍	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input checked="" type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 相談記録
	<input type="checkbox"/> 国籍	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 年齢	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	要配慮個人情報の取扱い	[要配慮個人情報のうち取扱いを制限する個人情報]			
<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴			
<input type="checkbox"/> 心身の機能の障害	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続			
<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤	<input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続			
<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	[取扱理由]				
<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実	<input type="checkbox"/> 法令等	法令等の名称 []			
	<input type="checkbox"/> 審議会の答申 []				

個人情報取扱事務登録簿(裏面)

個人情報の収集先及び収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人から収集する		
	根拠	[条例第8条第4項 2.4.6号] 審議会の答申 []	
	収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 [教育委員会] <input type="checkbox"/> 国又は他の地方公共団体 [] <input checked="" type="checkbox"/> その他 [委員候補者の推薦団体]	
	方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 その他 []	
保有個人情報を利用する範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 事務担当課のみで利用 <input type="checkbox"/> 他課かいの利用がある [利用する課かいの名称]		
保有個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 []	提供する項目名	
	<input type="checkbox"/> 国又は他の地方公共団体 []	提供する項目名	
	<input type="checkbox"/> その他 []	提供する項目名	
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システムの名称	表計算ソフト
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による外部提供	<input type="checkbox"/> 有 [根拠] 条例第10条第2項 号 <input checked="" type="checkbox"/> 無 審議会の答申 []
使用する個人情報記録	1	委員候補者一覧	7
	2		8
	3		9
	4		10
	5		
	6		12
備考			

接続紙の有無 有 無